

掛川市骨髄移植推進事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

市長は、骨髄・末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の移植の推進及びドナー登録の増加を図るため、骨髄移植推進事業を行う者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、掛川市補助金等交付規則（平成17年掛川市規則第30号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

(1) この要綱において「ドナー」とは、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）の規定に基づき、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業において、骨髄等の提供を完了した者のうち、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 市内に住所を有する者

イ この要綱に基づき交付される補助金と交付目的を同一とする他の地方公共団体の補助金その他これらに類するものの交付を受けていない者

ウ 市税の未納がない者

エ 規則第4条の2各号のいずれにも該当しない者

(2) この要綱において「骨髄移植推進事業」とは、次のいずれかに該当する事業をいう。

ア ドナーに対する助成に係る事業（以下「ドナー助成事業」という。）

イ ドナーが勤務する国内の事業所（国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人及び地方独立行政法人を除く。）のうち、ドナーが骨髄等の提供に必要な次に掲げる通院、入院又は面談（以下「通院等」という。）のための特別休暇を取得させたものに対する助成に係る事業（以下「事業所助成事業」という。）

(ア) 健康診断のための通院

(イ) 自己血採血のための通院

(ウ) 骨髄等の採取のための通院又は入院

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか骨髄バンク又は医療機関が必要と認めた通院、入院又は面談（骨髄等の採取のための手術又は当該手術に関連した医療行為によって生じた健康被害のためのものを除く。）

第3 補助の対象及び補助率（額）

(1) 補助の対象

骨髄等委嘱推進事業に要する経費のうち、次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定める経費

ア ドナー助成事業 通院等に要した経費

イ 事業所助成事業 特別休暇を取得させるために要した経費

(2) 補助額

次の表の右欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額とし、同表右欄に定める額を限度とする。

ドナー助成事業	通院等に要した日数に20,000円を乗じて得た額	140,000円
事業所助成事業	ドナーが取得した特別休暇の日数に10,000円を乗じて得た額	70,000円

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類

ア ドナー助成事業 次に掲げる書類

(ア) 骨髄移植推進事業費補助金交付申請書（ドナー用）（様式第1号）

(イ) 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を完了したことを証明する書面の写し

(ウ) 通院等した日を証する書面の写し

イ 事業所助成事業 次に掲げる書類

(ア) 骨髄移植推進事業費補助金交付申請書（事業所用）（様式第2号）

(イ) 事業所の所在地が確認できる書類

(ウ) ドナーとの雇用関係が確認できる書類

(2) 提出期限

ドナーとなった者が骨髄等の採取に伴う入院をして退院した日の翌日から起算して1年以内

第5 請求の手続

(1) 提出書類 各1部

ア 請求書（様式第3号）

イ 口座振替先金融機関の通帳又はキャッシュカードの写し（ドナー助成事業のみ）

(2) 提出期限

補助金等交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

附 則

この要綱は、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は令和5年5月1日から施行する。